

いのち支える日の出町自殺対策計画

～手を取り合い ともに暮らせるまちをめざして～

令和 2 年度～令和 6 年度



日の出町
ひのでちゃん

令和 2 年 3 月

日の出町

● 計画策定の趣旨

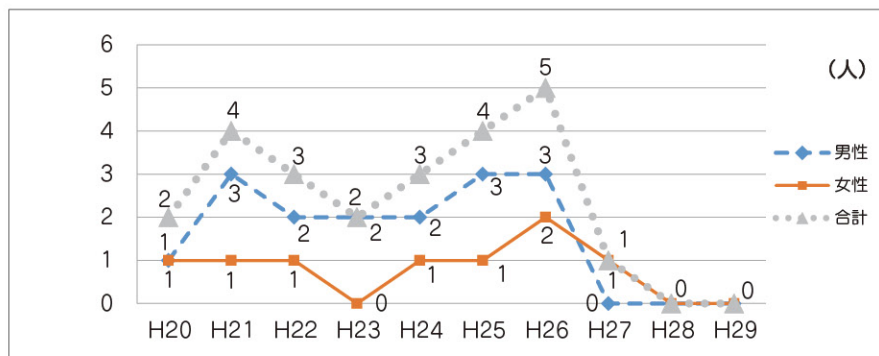
我が国の自殺対策は、全国の自殺者数が3万人を超える状況に、平成18年に「自殺対策基本法」が、平成19年に「自殺総合対策大綱」が策定され始められました。平成22年以降自殺総合対策により自殺者数は減少していますが、いまだに年間2万人を超える状況にあることから、依然、深刻な状況にあります。

平成28年に自殺対策基本法の改正があり、自殺対策を地域レベルで推進していくこととし、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。平成29年には「自殺総合対策大綱」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されることを基本理念に、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に取り組んでいくことが掲げられました。

日の出町では、自殺を社会の問題として捉え、町全体で自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺対策基本法第13条に基づき「いのち支える日の出町自殺対策計画」を策定いたしました。

● 日の出町の自殺者の現状

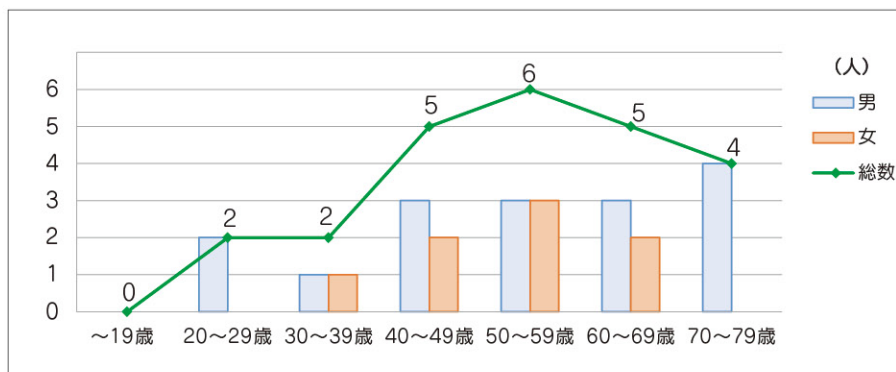
日の出町の自殺者数の推移を人口動態統計で見ると、平成28年・29年は0人となっていますが、10年間の平均で見ると2人～3人となっています。性別では男性は約2人、女性は約1人で男性が多くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

● 日の出町の年齢別自殺者数

自殺者数を年代別にみると、20歳代からの自殺者がみられ、多いのは50歳代とその前後の年代が多くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

● 計画の期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、法制度の改正があった場合には、適宜見直しを行います。

● 目標

国及び東京都は令和8年度までに、自殺死亡률을平成27年度と比べて自殺死亡률을30%以上減少させることとしています。

日の出町は近年自殺者数が「0人」の状況であり、本町においては「誰も自殺に追い込まれることのない日の出町」の実現をめざします。

● 日の出町における取組み(基本施策)

①地域におけるネットワークの強化

町民の悩みごとに対して、また、相談された町民が困らないように支援するため、医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関が顔の見える関係を築きながら協働する地域支え合いネットワークを構築します。そのネットワークを通じて自殺対策を推進していきます。

主な取組み

- ・子どもの見守り・助け合いのネットワークの強化
- ・地域での自殺対策ネットワークの推進
- ・特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
- ・地域の見守りの充実
- 他

②自殺対策を支える人材の育成

自殺対策に関わるこころの健康づくりやゲートキーパーを担う人材の育成に努め、自殺対策の普及啓発や自殺防止の活動を進めていきます。また、住民の困りごとに気づき支援できる町職員も自殺対策の担い手として育成します。

主な取組み

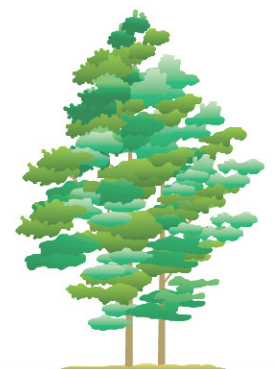
- ・健康づくり推進員によるこころの健康づくりの実施
- ・町民向けゲートキーパーの育成講座の開催
- ・窓口等の業務を担う職員への自殺対策研修の実施
- 他

③住民への啓発と周知

自殺は追い込まれた末の死であり、そのような状況にならないよう、こころの健康づくりや、相談先の情報提供などの周知を行っていきます。また、自殺に至る心情や背景への理解、困りごとがあった時の支援の求め方、支援が必要な人への援助の仕方などを啓発していきます。

主な取組み

- ・自殺対策週間・月間の取組み
- ・こころの健康づくりや自殺予防に関する講座の開催
- ・自殺予防に関する情報提供
- ・様々な機会を活用した自殺予防に関する啓発の推進
- ・若者世代への啓発の推進
- ・各種相談窓口の周知



④生きることの促進要因への支援

自殺対策は生きることを支援する取り組みです。誰もが生き生きと暮らせるような取り組みが、自殺対策でもあるのです。こころとからだの健康、生活の充実、やりがいや生きがいなど、町民の生活や生きることを支援していくことで、自殺予防に取り組みます。

主な取り組み

- ・子育て世帯への切れ目のない支援
- ・心身の健康に関する相談
- ・ひきこもり者に対する支援
- ・居場所づくりの充実
- ・生きがいづくり
- ・高齢者支援
- 他

⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

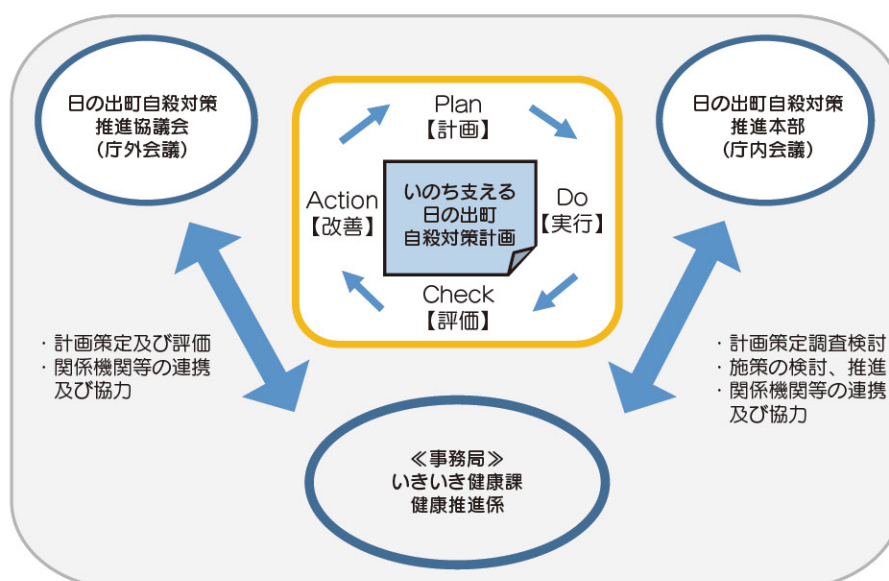
自殺に対して子どもの頃から教育が必要です。これまでも、こころとからだを守る、命の大切さがわかる、ストレスの対処法を身につけるなどに取り組んできています。これらの取り組みと共に、悩んだ時に子ども自身がSOSを出せるように教育していきます。また、子どものSOSに応えられるよう、友人関係や親子関係の問題、いじめや非行、就学や進学など子どもにかかわる問題への対応を充実します。

主な取り組み

- ・命の大切さや人権など
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・教育相談
- ・いじめや不登校等の児童・生徒の支援
- 他

● 計画の推進体制

- ・「日の出町自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。
- ・関係機関や民間団体等で構成する「日の出町自殺対策推進協議会」において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。
- ・本計画を実効性のあるものとして推進するためには、PDCAサイクルにより評価を行い、日の出町自殺対策推進協議会での意見を取り入れ、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



発行 令和2年3月
日の出町いきいき健康課
〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井2780番地
TEL 042-597-0511 FAX 042-597-0628